

合併時に再編する事務事業について

平成17年2月14日

富山地域合併協議会

企画議会部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-------|------------------|--|---|
| 議会監査 | 13 | 政務調査費 | 政務調査費 | 合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。 | 新市特別職報酬等検討委員会で協議済である。 |
| 議会監査 | 19 | 議員関係 | 議員報酬 | 合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。 | 新市特別職報酬等検討委員会で協議済である。 |
| 行政企画 | 4 | シンボル等 | 公印の種類、取扱・管理使用方法等 | 合併時に再編する。 | 公印の種類は、市印、市長印、特殊用市長印、市長職務代理者印、補助職印の5種とし、市印、市長印、市長職務代理者印は、行政管理課が管理し、特殊用市長印、特殊用市長職務代理者印、補助職印については、本庁及び各総合行政センター各課で管理することとし、必要個数を配置する。 |
| 行政企画 | 8 | シンボル等 | 名義使用 | 合併時に再編する。 | 富山市の例を基に作成した要綱による。後援等の申請受付、承認に関する事務は、関係する各所属で行う。 |
| 行政企画 | 9 | シンボル等 | 行政区域 | 合併時に再編する。 | 7市町村の区域をもって構成する。 |
| 行政企画 | 13 | 組織 | 事務分担 | 合併時に再編する。 | 新市の重要な施策に関わるもの、新市で統一的な処理が必要なもの、一定金額以上のものは、本庁の専決又は合議を必要とする。それ以外については、総合行政センター内で完結するよう、専決・合議基準を整備する。 |
| 行政企画 | 14 | 組織 | 職務権限 | 合併時に再編する。 | 社会福祉事務所長、保健所長及び上下水道事業管理者に対する事務委任規則、教育長に対する事務委任規則を富山市の例により整備する。 |
| 行政企画 | 16 | 組織 | 審議会等 | 合併時及び合併後に再編する。 合併時に設置が必要なもの及び合併後の設置が可能なものを調整し、新市に相応しい附属機関を設置する。 | 総合計画審議会等、現在、各市町村で共通して設置されている審議会等は、統合し、その他の審議会等は、必要に応じて設置する。また、審議会等の委員の選任、運営方法等については、現富山市の「富山市審議会等の設置運営に関する要綱」の例による。 |
| 行政企画 | 18 | 行政管理 | 部局長会議・政策調整会議・庁議 | 合併時に再編する。 | 部局長会議・政策調整会議は富山市の例による。 また、総合行政センター所長会議を新たに設置する。 |
| 行政企画 | 20 | 行政管理 | 補助金等適正化 | 合併時に再編する。 | 補助金等の交付手続きは、富山市の例により補助金等交付規則を定め、実施する。 |
| 行政企画 | 21 | 法規 | 例規集の整備等 | 合併時に再編する。 | 例規集の整備は、合併後、速やかに行い、ホームページで公開するとともに、本庁及び総合行政センターに市民への情報提供用として紙のものも配置する。 |
| 行政企画 | 23 | 法規 | 法令審査委員会 | 合併時に再編する。 なお、新市においても同審査委員会を設置する。 | 企画管理部長を委員長とし、その他の委員は、合併時に職員のうちから任命する。 |

企画議会部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-------|------------------------|---|--|
| 行政企画 | 26 | 文書管理 | 文書管理 | 合併時に再編する。 | 收受、起案その他文書管理の方法は、富山市の方法に準拠する。文書の保管は、ボックスファイリングを基本とする。 |
| 行政企画 | 28 | 文書管理 | 文書管理システムの電算化 | 合併時に再編する。 文書の電子化及び電子決裁システムについては、合併後検討する。 | 合併後に、全庁的に文書管理システムが導入されるまでは、八尾、婦中総合行政センターは、既存の文書管理システムを活用する。 |
| 行政企画 | 29 | 文書管理 | 文書送送業務 | 合併時に再編する。 | 本庁・各総合行政センター間、各総合行政センター・所管の各地区センター間の送送を各総合行政センターで実施する。 |
| 行政企画 | 30 | 文書管理 | 郵便物 | 合併時に再編する。 | 料金後納郵便の管理を郵便管理システムで行うこととする。本庁及び総合行政センターの取扱郵便局は、現行のとおりとする。 |
| 行政企画 | 31 | 情報公開 | 情報公開制度 | 合併時に再編する。 なお、新市においても、情報公開審査会を設置する。 | 1 現行の富山市条例を基本として情報公開制度を設ける。 2 本庁及び総合行政センターで請求を受け付ける。 3 公開請求の対象から除かれる文書は、現富山市の例による。 |
| 行政企画 | 33 | 情報公開 | 個人情報保護制度 | 合併時に再編する。 なお、新市においても、個人情報保護審査会を設置する。 | 現行の富山市条例を基本とする制度を設ける。 |
| 行政企画 | 58 | 公平委員会 | 公平委員会委員等 | 合併時に統合し、新市と富山地区広域圏事務組合との共同設置とする。 報酬については、合併時までに調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。 | 新市特別職報酬等検討委員会で協議済である。 |
| 行政企画 | 60 | 公平委員会 | 職員団体の登録 | 合併時に再編する。 | 合併時に、現行の富山市公平委員会の登録及び富山県町村公平委員会の登録をそのまま引き継ぐ。その後の申請等については、公平委員選任後、登録を行う。 |
| 行政企画 | 61 | 公平委員会 | 管理職員等の範囲 | 合併時に再編する。 | 公平委員が選任され次第、速やかに公平委員会規則を制定し、管理職等の範囲を定める。 |
| 行政企画 | 68 | 表彰 | 名誉市町村民 | 富山市の条例を基本とし、新市でも実施する。 証書(称号記)及び市民章のデザインについては、新市章の決定後、検討する。 なお、既受章者は合併時までに調整し、新市に引き継ぐ。 | 合併前市町村の既受章者は、新市の名誉市民として引き継ぐ。 |
| 行政企画 | 72 | 秘書 | 儀礼及び交際 | 市民に対する弔意は、富山市の例により統合する。 その他の弔意等は、合併時までに新たな基準を設ける。 交際費については、富山市の例により統合する。 なお、合併時までに新たな支出基準を設ける。 | 現行の富山市の基準に統一する。ただし、職員に対する香典の支出については職員本人の死亡に限る。 |
| 行政企画 | 75 | 国際化 | 国際化推進事業補助金 | 合併時に再編する。 | 各団体への補助金については、補助金交付要綱に基づき交付する。 |
| 行政企画 | 76 | 国際化 | 友好姉妹都市等交流事業(受入・派遣関連事業) | 合併時に再編する。 | 大沢野町の交流事業について、富山市の例により10年毎に記念事業の実施を検討する。 |

企画議会部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|---------|-----------------|--|--|
| 行政企画 | 86 | 文化会館 | 文化会館等自主事業 | 合併時に再編する。 | 文化会館等の所管担当職員を構成員とする連絡会議を平成17年度に組織する。 |
| 行政企画 | 88 | 国際化 | 国内姉妹都市・友好都市交流事業 | 合併時まではそのあり方について検討する。 | 1 全国大山町交流会については、継続しない。 2 山田村の交流については、地域間交流として、総合行政センターで実施する。 |
| 人事 | 3 | 人事 | 人事異動 | 合併日における人事異動は、協議し、合併時までで定める。 合併後の人事異動は、富山市の例による。 | 人事担当部課長会議で協議し、人事配置を行う。 |
| 人事 | 6 | 人事 | 臨時職員の任用 | 合併時に再編する。 | 1 賃金の額は新市基準賃金を基本とする。 2 支給日は正規職員と同じ日に支給する。 3 勤務時間は富山市の例による。 |
| 人事 | 7 | 人事 | 職員の身分証明書等 | 合併時に再編する。 | 1 身分証明書・名札は、貸与する。 2 記章は、新市の市章が決定した後、速やかに策定し貸与する。 |
| 人事 | 9 | 人事 | 職員の勤務条件 | 合併時に再編する。 | 勤務時間・休憩時間は現行どおりとし、特別休暇は県の制度に合わせる。 |
| 人事 | 23 | 給与 | 給料表 | 他の中核市の例を参考に、給料表の統合に向けて協議し、合併時までで定める。 | 一般職給料表、技能職給料表、医療職給料表、教育職給料表、研究職給料表は、富山市の例による。 |
| 人事 | 25 | 給与 | 旅費制度 | 新市における職位の区分に基づき、富山市の例を参考として協議し、合併時までで定める。 | 1 旅費については、富山市の例による。 2 公務における私有車の利用は原則認めない。ただし、一定の要件を満たす場合に限り公務使用を認めることとする。 3 非常勤特別職の費用弁償は、公共交通を利用する場合は、運賃実費を支給する。自家用車を利用する場合は、距離区分に応じた定額を支給する。 |
| 人事 | 26 | 給与 | 貸与被服制度 | 関係市町村の実情を踏まえて、合併時までで定める。 | 1 男子事務服は、貸与しない。 2 女子事務服、技術服は富山市の例により貸与する。 3 その他の保育士、技能労務の作業服等は、富山市の例により、各担当課で貸与する。 |
| 人事 | 28 | 給与 | 特別職報酬等審議会 | 合併後、新市においても設置する。 | 富山市の例により、「特別職報酬等審議会条例」を制定し、設置する。 |
| 人事 | 35 | 職員の福利厚生 | 財形貯蓄制度 | 合併時に再編する。 | 財形貯蓄の種類については、富山市の例による。 |
| 人事 | 36 | 職員の福利厚生 | 退隠料等支給事務 | 「富山市職員三団体の今後のあり方検討委員会」での検討結果を踏まえ協議し、合併時までで定める。 | 受給者ごとに区分して、退隠料等を支給する。 1 富山市 新「富山市恩給条例」により、新市から支給する。 2 町 村 「富山県市町村職員恩給事務組合」から支給する。 |

企画議会部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|---------|---------------|-----------|--|
| 人事 | 40 | 職員の福利厚生 | 健診事業 | 合併時に再編する。 | 1 事業主が実施する健康診断 (1)種類 定期健康診断、VDT作業健康診断、B型肝炎抗原抗体検査及びワクチン接種、給食調理員特殊健康診断とする。 (2)対象者 定期健康診断は職員及び常勤臨時・嘱託職員とし、それ以外は職員とする。 2 事業主が実施する健康診断以外の健康診断 生活習慣病検診等は、富山県市町村職員共済組合の保健経理事業で実施する。 |
| 人事 | 41 | 職員の福利厚生 | 健康相談事業 | 合併時に再編する。 | 1 定期健康診断の事後措置について 検診結果・精密検査受診の通知を送付する。 2 医務室の設置 本庁に医務室を置く。 |
| 人事 | 43 | 福利厚生会 | 職員福利厚生会の組織等 | 合併時に再編する。 | 1 合併関係市町村の互助会等を解散し、新市で富山市職員福利厚生会を置く。 2 会員の資格の範囲及び会費、交付金(助成金)については、現行の富山市の例による。 |
| 人事 | 44 | 福利厚生会 | 職員福利厚生会の給付事業 | 合併時に再編する。 | 富山市の職員福利厚生会の給付事業を基本として実施する。 |
| 人事 | 45 | 福利厚生会 | 職員福利厚生会の福利事業 | 合併時に再編する。 | 富山市の職員福利厚生会の福利事業を基本として実施する。 |
| 人事 | 46 | 福利厚生会 | 職員福利厚生会の貸付事業 | 合併時に再編する。 | 富山市の職員福利厚生会の貸付事業を基本として実施する。 |
| 人事 | 47 | 福利厚生会 | 職員福利厚生会の保険事業 | 合併時に再編する。 | 1 遺族付加年金事業について 合併後、富山市の同事業を、富山県市町村職員共済組合の事業へ統合(平成18年4月)する。 2 会員甲慰金について 合併後、団体生命共済を、全国市長会団体定期保険に統合(平成17年5月)する。 3 その他 (有)富山共済サービスの実施する各種保険を、新職員福利厚生会で取扱う。 |
| 人事 | 48 | 福利厚生会 | 給与控除 | 合併時に再編する。 | 1 給与控除の種類 財形貯蓄、共済貸付金、個人年金、火災共済等の外、参加者負担金等とする。 2 取扱い窓口 新職員福利厚生会とする。 |
| 人事 | 51 | 職員共済組合 | 職員共済組合の組織等 | 合併時に再編する。 | 富山市職員共済組合を解散し、富山県市町村職員共済組合へ加入する。 |
| 人事 | 52 | 職員共済組合 | 市町村職員共済組合 | 合併時に再編する。 | 新市で富山県市町村職員共済組合へ加入する。 |
| 人事 | 53 | 職員共済組合 | 職員共済組合の短期経理事業 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 54 | 職員共済組合 | 職員共済組合の長期経理事業 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |

企画議会部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|--------|---------------------|--|---|
| 人事 | 55 | 職員共済組合 | 職員共済組合の業務経理事業 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 56 | 職員共済組合 | 職員共済組合の貸付経理事業 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 57 | 職員共済組合 | 職員共済組合の基礎年金支払経理事業 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 59 | 健康保険組合 | 健康保険組合の組織等 | 合併時に再編する。 | 富山市役所健康保険組合を解散し、富山県市町村職員共済組合へ加入する。 |
| 人事 | 60 | 健康保険組合 | 健康保険組合の財務等 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 61 | 健康保険組合 | 健康保険組合の付加給付 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 62 | 健康保険組合 | 健康保険組合の保健指導宣伝 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 63 | 健康保険組合 | 健康保険組合の疾病予防対策 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 64 | 健康保険組合 | 健康保険組合の体育奨励 | 合併時に再編する。 | 富山県市町村職員共済組合の事業により実施する。 |
| 人事 | 65 | 人事 | 職名 | 合併時に再編する。 | 職名は、富山市の例によるもののほか、新たな組織等に対応する職名を定める。 |
| 人事 | 66 | 給与 | 常勤及び非常勤特別職の報酬・費用弁償等 | 1 特別職の職員の設置、人数及び任用については、法令の定めるところに従い調整する。 2 特別職の職員の給料及び報酬については、合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。 | 新市特別職報酬等検討委員会で協議済である。 |
| 広報情報 | 12 | 情報システム | 庁内電算化の推進 | 合併時に再編する。 | 1 プロバイダーは、(株)ケーブルテレビ富山とする。 2 職員ポータルは、現富山市のものを新市版にカスタマイズして使用する。ただし、現町村のグループウェアは当分の間存続し、各総合行政センター内だけで活用する。 |
| 広報情報 | 17 | 行政情報化 | ホームページの公開・管理 | 合併時に再編する。 | 平成17年4月1日の公開に向けて、掲載項目、運用方法などを定める。 |

財務部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|--------------|--------------|------------------------------|---|
| 財政 | 1 | 予算 | 予算編成 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により、予算編成を行う。 |
| 財政 | 3 | 予算 | 予算管理 | 合併時に再編する。 | 予算執行における合議(専決)・流用の基準を定める。 |
| 財政 | 10 | 公債費及び市町村債 | 公債費及び市町村債 | 合併時までに縁故債の借入方法等を決定し、新市に引き継ぐ。 | 1 縁故債のレート照会は、7市町村で借入れ実績のある金融機関に引き合いを行い、このうちの最も低いレートの金融機関から借り入れる。 2 縁故債の借入れは、富山市の例により、償還期間20年のものは、10年で借換えを行う。 |
| 財政 | 13 | 特別会計・企業会計繰出金 | 特別会計・企業会計繰出金 | 合併時に再編する。 | ルール外の繰出基準は、平成17年度予算編成にあわせて定める。 |
| 財政 | 18 | 資金管理及び運用 | 当座貸越契約 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により、当座貸越限度額は60億円、レートは短期プライムレートと同率、担保は設定しないこととして、指定金融機関となる(株)北陸銀行と契約を締結する。 |
| 財政 | 27 | 契約 | 建設工事等業者選定委員会 | 合併時に再編する。 | 1 工事・建設コンサルタント業務 (1)3000万円以上の工事、500万円以上のコンサルタント業務については指名委員会を一本化する(本庁、総合行政センター及び上下水道局)。ただし、当分の間、各総合行政センターで予備指名協議を行う。 (2)3000万円未満の工事、500万円未満のコンサルタント業務については、本庁・各総合行政センターで設置する指名小委員会において指名を行う。 2 物品購入・業務委託 (1)500万円以上の物品購入・業務委託については指名委員会を一本化する(本庁及び総合行政センター)。ただし、当分の間、各総合行政センターで予備指名協議を行う。 (2)300万円以上500万円未満の物品購入・業務委託については本庁・各総合行政センターで設置する指名小委員会において指名を行う。 3 機種選定委員会 機種選定委員会を設置する。 |

財務部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|------|----------------------|---|---|
| 財政 | 28 | 契約 | 競争入札参加資格審査(建設工事・物品他) | 合併時に再編する。 ただし、建設工事関係業者の格付け基準等については、合併後に再編する。 | 1 入札参加資格審査(定期受付・随時受付)は本庁で行う。 2 業者名簿は本庁で作成する(現行の富山市様式)。ただし、各地区の業者の格付け・格付け後の名簿の作成は本庁・各総合行政センターが各々行う。 |
| 財政 | 29 | 契約 | 入札・契約制度(建設工事・物品他) | 合併時に再編する。 | 1 3000万円以上の工事、500万円以上のコンサルタント業務は、本庁で指名通知・入札・契約等を行ない、500万円以上の物品は、本庁で指名通知・入札・契約・受入事務等を行なう。 2 130万円以下の工事、80万円以下の物品購入、50万円以下のコンサルタント・業務委託を随意契約の対象金額とする。 |
| 財政 | 36 | 物品 | 物品購入及び業務委託の検査 | 合併時に再編する。 | 1 500万円以上の物品購入は契約課が検査を、500万円未満の物品購入は総合行政センターが検査を行う。 2 業務委託は各課が検査を行う。 |
| 財政 | 37 | 物品 | 単価契約(物品・業務委託) | 合併時に再編する。 | 1 全市共通の単価契約物品 本庁及び総合行政センター共通の単価契約物品は契約課で入札(見積合せ)・単価契約を行う。ただし、全地域統一することが困難な物品については、地域の事情を勘案し、本庁又は総合行政センターで入札(見積合せ)・単価契約を行なう。 (例: ガソリン等の燃料、文具、雑貨、紙類、封筒等) 2 特殊な物品 本庁又は総合行政センターの各課で取り扱う単価物品は、各々契約課又は総務振興課で入札(見積合せ)・単価契約を行う。 (例: 試薬、バーコードラベル等) 3 単価契約業務委託 単価契約業務委託は原則として各課で入札(見積合せ)・単価契約を行う。 (例: 道路清掃委託、暗渠清掃委託等) |
| 財政 | 41 | 歳入 | 収入調定及び納入の通知 | 合併時に再編する。 | 納期限は、「法令又は契約に特別の定めのあるものを除き、納入通知書を交付する日から20日以内」とする。 |
| 財政 | 43 | 歳入 | 収入処理 | 合併時に再編する。 | (株)北陸銀行を富山市の指定金融機関とし、収入事務処理は、富山市の例により行なう。 |

財務部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|------|----------------|--|---|
| 財政 | 45 | 歳入 | 口座振替による収入 | 口座振替手数料については、合併時に再編する。 一部の金融機関への手数料加算については、廃止の方向で検討する。 郵便局での口座振替については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、再引き落としについては、合併後に検討する。 | 口座振替手数料は、富山市の例により統一する。ただし、一部の自治体で農協に支払っている手数料の加算分は廃止する。 |
| 財政 | 46 | 歳入 | 窓口による収入 | 現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、一部の金融機関への手数料については、廃止の方向で検討する。 | 窓口収納手数料については、現行のまま無料とし、一部の自治体が支払っている手数料は廃止する。 |
| 財政 | 47 | 歳出 | 支出命令 | 合併時に再編する。 現金支払は、可能な限り廃止する方向とする。 | 1 支出命令の審査基準は次のとおりとする。 (1)法令に違反していないか。 (2)正当な債権者のためであるか。 (3)債務が確定しているか、及び支払すべき時期が到来しているか。 (4)予算配当額を超過しないか。 (5)予算の目的に適合しているか。 (6)金額の算定に誤りはないか。 (7)所属年度及び歳出科目に誤りはないか。 (8)契約締結方法等が適法であるか。 (9)必要書類が完備しているか 2 支払方法の「現金支払」は行わず、債権者が指定する口座へ直接「口座振込」する。ただし、「口座振込」による支払が困難な場合は、「資金前渡による支払」を行う。 (例：旅費、扶助費等) |
| 財政 | 48 | 歳出 | 小切手の振出 | 合併時に再編する。 | 1 指定金融機関に対する支払資金の交付方法は、富山市の例により、支払日当日の支出総額を券面とする小切手を交付する方法による。 2 債権者に対して、小切手を振り出での支払は行わないこととする。郵政公社への郵便料金等の支払は、指定金融機関へ資金を交付し、指定金融機関(北陸銀行本店営業部富山市役所出張所)が振り出す小切手により行う。 |
| 財政 | 49 | 歳出 | 資金前渡・概算・繰替・前金払 | 現行のとおり、新市に引き継ぐ。 経費については、合併時に再編する。 | 資金前渡、概算払、前金払、繰替払の対象とする経費を新市会計規則で定める。 |

財務部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|----------|--------------|---|--|
| 財政 | 50 | 歳出 | 支出処理 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により支払日を統一する。 (法令等により納期限が定められている日にあわせて、月に1日程度の支払日を設定する。) |
| 財政 | 52 | 歳出 | 支出負担行為の確認 | 合併時に再編する。 | 1 支出負担行為の確認基準は次のとおりとする。 (1)法令に違反していないか。 (2)正当な債権者のためであるか。 (3)債務が確定しているか、及び支払すべき時期が到来しているか。 (4)予算配当額を超過しないか。 (5)予算の目的に適合しているか。 (6)金額の算定に誤りはないか。 (7)所属年度及び歳出科目に誤りはないか。 (8)契約締結方法等が適法であるか。 (9)必要書類が完備しているか |
| 財政 | 54 | 検査 | 現金出納員の出納事務検査 | 合併時に再編する。 | 1 富山市の例により、金銭出納員、金銭分任出納員等の取り扱う事務について会計事務検査を行なう。 2 総合行政センター内の会計事務検査は総務振興課において行うこととする。 |
| 財政 | 55 | 資金管理及び運用 | 資金計画 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により、運用計画を策定する。 |
| 財政 | 62 | 出納一般 | 会計規則 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により、現金の取扱いが必要となる本庁及び総合行政センター内に金銭出納員を配置することとし、収入役事務の委任を行う。 |
| 財政 | 65 | 出納一般 | 財務会計システム | 合併時に大沢野町・婦中町の例を基本に再編する。 ただし、電子決裁機能の運用については、当面、現6町村の内部決裁において運用する。 | 婦中町、大沢野町のシステムを基本に、電子決裁機能を併せ持ったシステムを構築し、平成17年4月から運用する。 ただし、電子決裁機能の運用については、当面、現6町村の内部決裁において運用する。 |

財務部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|---------|------------------|---|--|
| 財政 | 67 | 指定金融機関 | 収納代理金融機関 | <p>収納代理金融機関制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 同金融機関に対する検査は、合併後に検討する。 なお、郵便局においても収納事務の一部の取り扱いを行うものとする。</p> | <p>1 日本郵政公社(郵便局)については、新市との契約等(覚書)により、口座振替(自動払込)限定による収納事務を行わせる。 2 大沢野町・婦中町において使用されている。銀行・郵便局共通で使用できる納税通知書(町県民税、固定資産税、自動車税)は廃止とする。 3 大沢野町、婦中町、細入村の住民の方への市県民税、固定資産税、軽自動車税【大沢野町を除く】については納税通知書(金融機関のみ使用可能)の発送時に、郵便局指定様式の「払込取扱票」(通称:カク公)を同封して郵送する。県内、県外の方には、「払込取扱票」(通称:カク公)を同封して郵送する。 4 国民健康保険料については、大沢野町、細入村、婦中町管内の郵便局窓口に「払込取扱票」(通称:カク公)を備え付け、郵便局での納付希望される方に利用していただく。県内、県外の方には、希望者のみ別途「払込取扱票」(通称:カク公)を郵送する。</p> |
| 財政 | 68 | 歳入歳出外現金 | 歳入歳出外現金受入 | 合併時に再編する。 | <p>1 歳入歳出外現金として扱うものは次のとおりとする。 (1)担保 指定金融機関の担保、その他の担保 (2)保証金 入札保証金、契約保証金、市営住宅敷金、市場保証金、その他の保証金 (3)保管金 所得税、県民税、市町村民税、市町村職員共済組合長期給付掛金、市町村職員共済組合短期給付掛金、市町村職員共済組合介護保険料掛金、市町村職員共済組合福祉事業掛金、厚生年金掛金、健康保険料掛金、介護保険料掛金、自作農創設特別措置収入、国有農地貸付料、受託徴収金、証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約に基づく手数料、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第6項の規定による電子証明書の発行に係る手数料、その他の保管金</p> |
| 財産 | 4 | 庁舎管理 | 庁舎電話の管理(電話交換業務含) | 合併時に再編する。 | <p>1 合併時に新電話システム(IP電話)を導入する。 2 電話交換業務については、本庁に一元化する。</p> |
| 財産 | 5 | 庁舎管理 | 当直(庁舎) | 合併時まで委託を検討する。 | 委託ではなく、臨時職員を配置する。 |
| 財産 | 7 | 財産 | 財産台帳 | 合併時まで統一した様式とする。 | 富山市の様式により作成する。 |

財務部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|--------|-----------|-----------|---|
| 財産 | 22 | 土地開発公社 | 土地開発公社組織等 | 合併時に再編する。 | <p>【組織】</p> <p>1 富山市土地開発公社を存続し、八尾町土地開発公社及び婦中町土地開発公社を解散することにより合併する。</p> <p>2 合併後の公社の名称は、富山市土地開発公社とする。</p> <p>3 公社の所在地及び事務所は、富山市新桜町7番38号に置く。</p> <p>4 公社の役員は、理事15名以内(理事長、副理事長、常務理事含む)監事2名とする。</p> |
| 財産 | 23 | 土地開発公社 | 土地開発公社財務等 | 合併時に再編する。 | <p>【財務(経理)】</p> <p>1 公社の会計規程は、現富山市土地開発公社の会計規程による。</p> <p>2 公社の経理システム(財務会計)は、現富山市土地開発公社の経理システム(財務会計)による。</p> |
| 財産 | 24 | 土地開発公社 | 土地開発公社事業等 | 合併時に再編する。 | <p>【業務】</p> <p>1 業務は、現富山市土地開発公社の定款、業務方法書、処務規程及び会計規程により行う。</p> <p>2 公社の公有用地取得等は、現富山市用地等取得事務取扱要綱に準ずる。</p> <p>【引継ぎ保有土地】</p> <p>1 八尾町「三田地区工場用地造成事業」婦中町「西本郷企業団地用地取得造成事業」については、公社の自主事業として引継ぎ用地を取得する。</p> <p>2 八尾町及び婦中町土地開発公社が保有する「公有用地」を取得する。</p> <p>【清算業務】</p> <p>解散に伴う、2町の土地開発公社の清算業務は、同各総合行政センターの「総務振興課」で行う。</p> |

財務部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-------------|--------------------------|--|---|
| 財産 | 25 | 検査 | 完成検査 | 合併時に富山市の例により統合する。 なお、検査実施区分等については、合併時に再編する。 | 1 検査の実施区分 (1)一般会計・特別会計の工事検査を工事検査課及び総合行政センターで実施する。 (2)企業会計から依頼された工事検査は、工事検査課で実施する。 2 検査体制 (1)本庁の工事検査課で行う検査 ①本庁の工事 ②総合行政センターの建築及び設備工事 (2)総合行政センターで行う検査 ①総合行政センター所管の工事とし、建設関係の工事は農林部門が検査し、農林関係の工事は建設部門が検査する。なお、山田村の工事は八尾町の建設課、細入村の工事は大沢野町の建設課が検査を行う。 |
| 地方税 | 9 | 納税 | 徴収嘱託員 | 合併時に再編する。 | 勤務形態等については、現富山市市税徴収嘱託員設置要綱及び富山市市税徴収嘱託員取扱要領の例によって統合する。 |
| 地方税 | 16 | 固定資産評価審査委員会 | 固定資産評価審査委員会 | 1 特別職の職員の設置、人数及び任用については、法令の定めるところに従い調整する。 2 特別職の職員の給料及び報酬については、合併時までに調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。 | 固定資産評価審査委員会の委員定数は3人とする。 給料及び報酬については、新市特別職報酬等審議会で協議済である。 |
| 地方税 | 37 | 税制及び諸税の賦課等 | 富山地区たばこ連絡協議会補助金 | 合併時に再編する。 | 1 平成17年度の補助金については、従来どおりの方法により算定する。 2 平成18年度以降の算定方法については、平成17年度において、たばこ連絡協議会と協議のうえ定める。 |
| 地方税 | 43 | 固定資産税等の賦課等 | 土地・家屋価格縦覧帳簿の縦覧、固定資産税の減免等 | 税率は、1.4%とする。ただし、平成17年度は、現行のとおりとする。 不均一課税は廃止する。 工業生産設備に係る課税免除は、廃止する。 ただし、農村地域工業等導入地区に係る課税免除は、新市に引き継ぐものとする。 過疎地域(山田村、細入村)に係る課税免除は、新市に引き継ぐものとする。 納期は、4月、7月、12月、2月とする。 縦覧場所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、減免基準については、合併時に再編する。 | 減免基準については、平成17年度においてその要綱を作成し、固定資産の評価の基準年度である平成18年度から適用する。 |

財務部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|------------|--------------|--|--|
| 地方税 | 45 | 固定資産税等の賦課等 | 土地の評価 | 合併時に再編するが、合併後に「固定資産評価基準」に合わせた評価方法の見直しを行う。 | <p>【基準を統一する項目】</p> <p>1 介在農地、雑種地等の計算方法は、富山市の例による。</p> <p>2 平成17年度に実施する平成18年度課税分時点修正の鑑定単価</p> <p>3 市町村長が定める所要の補正について、項目・補正率・判断基準</p> <p>4 住宅用地の認定基準、現況調査基準</p> <p>5 鉄軌道用地の評価方法</p> <p>6 私道の非課税等認定基準</p> |
| 地方税 | 47 | 固定資産税等の賦課等 | 固定資産課税台帳兼名寄帳 | 合併時に保存年限・様式を統一し、現物保存しているものについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | 保存年限は10年とする。 |
| 地方税 | 52 | 固定資産税等の賦課等 | 字絵図 | 合併時に再編する。 なお、公図の閲覧は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | 公図の整備は、平成18年1月1日(賦課期日)現在の新市域全体の公図とし、平成17年度中に整備を行う。 |

福祉保健部 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-------------|-------------------|---|---|
| 福祉 | 1 | 生活福祉 | 災害見舞金の支給 | 合併時に富山市の例により統合する。 なお、単独事業分については、合併時に再編する。 | 単独事業分については、自然災害による死亡(1,100千円)を支給対象とする。 |
| 福祉 | 24 | 民生・児童委員 | 民生委員推薦会 | 合併時に再編する。 | 委員構成、報酬額については、富山市の例による。 |
| 福祉 | 29 | 更生保護団体育成事業 | 保護司会等への補助 | 合併時に再編する。 | 保護司会の再編には時間を要するので各地区保護司会への補助は現行のとおり継続する。 |
| 福祉 | 33 | 福祉基金 | 福祉基金 | 合併時に再編する。 | 各市町村の基金を統合する。 |
| 福祉 | 36 | 地域福祉 | 地域ぐるみ福祉活動補助金 | 合併時に再編する。 | 原則として、各地域の福祉活動を現行のとおり引き継ぐが、合併後、補助対象メニュー事業の調整を検討する。 |
| 福祉 | 41 | 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会の組織、財政、事業等 | 合併時に再編する。 なお、組織については、別途合併協定項目にて協議する。 | 1 組織について、本所は、富山市社会福祉協議会におき、町村社会福祉協議会は支所とする。 2 財政については、本所で総括的に扱うが、各支所固有の事業については、予算を各々配分する。 3 人員配置については、現在、調整中である。 4 事業については、原則として、各地域の社協事業を引き継ぎ、各支所で行う。 |
| 福祉 | 77 | 身体障害者 | 身体障害者訪問調髪サービス事業 | 合併時に再編する。 | 1 対象者は、65歳未満で障害の程度が身体1・2級、療育手帳Aを有するなどの者とし、所得制限を設ける。 2 実施方法は、年4回(利用券方式)とする。 3 助成額は、出張料程度とする。 |
| 福祉 | 84 | 心身障害者 | 心身障害者関係団体の育成 | 合併時に団体への補助として再編するが、団体の統合の進捗状況等も考慮する。 | 団体の再編・統合については、合併後調整するものとし、補助金については現行のとおり継続する。 |
| 福祉 | 85 | 心身障害者 | 療育相談会・啓発講演会の開催 | 合併時に廃止する。 なお、団体への補助として再編する。 | 富山市で行っている委託は廃止し、心身障害者団体事業補助金に統合する。 |
| 福祉 | 105 | 非常用連絡器具の給付等 | 緊急通報体制支援事業 | 合併時に再編する。 ただし、既存設置者は、現行のとおり新市に引き継ぐ。利用者負担額は、1割程度とする。 なお、利用料について、減免規定を新たに設ける。 | 1 対象者は、65歳未満の1人暮らしの重度身体障害者(身障1,2級)とする。ただし、既設置者の機器については現行のとおりとする。 2 所得税非課税世帯に対する利用料は減免する。 |
| 福祉 | 108 | タクシー利用助成 | 障害者(児)タクシー利用助成 | 合併時に再編する。 | 富山市の制度を基本として、精神障害者を加え、ガソリン券(6,000円相当)も選択できることとする。 1 対象者は、下肢機能障害、体幹機能障害、視覚障害及び内部障害の程度が、1,2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者とする。 2 助成内容は、1回630円分のタクシー券を年間24枚、若しくはガソリン券を交付する。 |

福祉保健部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-----------------|-------------------------|---|--|
| 福祉 | 110 | 重度身体障害者の住宅改造 | 重度身体障害者の住宅改造 | 合併時に再編する。 ただし、町村については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年目に再編する。 | 1 対象者は、肢体不自由又は視覚障害が1・2級の身体障害者手帳所持者とする。 2 補助額は、所得税非課税世帯が75万円まで、所得税課税世帯(世帯合計所得税156,000円以下)が50万円までとする。ただし、富山市以外は、経過措置を設ける。 |
| 福祉 | 126 | 精神保健対策事業 | 障害者作業所等交通費助成事業 | 合併時に再編する。 ただし、大沢野町・八尾町で実施している障害児の助成については、現行のとおり引き継ぎ、合併後4年目に廃止する。 | 1 対象者は、精神障害者とする。 2 対象者が通う施設は、県内の共同作業所、小規模授産施設とする。 3 対象交通手段は、公共交通機関、自家用車とする。 4 助成額は、月12日以上通所して、公共交通機関等利用実績の1/2とし、月額2,000円を上限とする。 5 大沢野町・八尾町については、経過措置を設ける。 |
| 福祉 | 138 | 心身障害者(児)福祉金事業 | 心身障害者(児)福祉金の給付 | 合併時に再編する。 平成17年度に限り、補助金額について、富山市に経過措置を設ける。 | 1 対象者は、身体1～4級、知的A・B、精神1・2級の手帳を有するなどの者とし、所得制限を設ける。 3 補助金額等については次のとおりとする。 (1)補助金の支出方法は、実績に応じ月割りで年2回支出する。 (2)補助金額は、身体1～2級、知的A、精神1級、障害児が年額24,000円とし、身体3～4級、知的B、精神2級が年額18,000円とする。 4 富山市においては、経過措置を設ける。 |
| 福祉 | 141 | 重度心身障害者介護手当支給事業 | 重度心身障害者介護手当の給付 | 合併時に再編する。 なお、所得制限については、合併時までにその内容を定める。 | 1 対象者は、6歳～59歳の障害の程度が身体1・2級、療育手帳Aを所持するなどの者とし、所得制限を設ける。 2 支給額は、月額10,000円 |
| 福祉 | 143 | ねたきり身体障害者寝具乾燥事業 | ねたきり身体障害者寝具乾燥 | 合併時に再編する。 利用者負担額は、1割程度とする。 | 1 対象者は、65歳未満の重度身体障害者(身障1、2級)手帳所持者とする。 2 実施内容は、回数は年2回とし、1回に利用できる寝具の枚数は、3枚とする。 |
| 福祉 | 158 | 障害福祉のしおり発刊事業 | 障害福祉のしおり(活字、点字、テープ版)の発刊 | 合併時に再編し、新たな「しおり」を作成する。 | 「障害者のしおり」は新市の制度により作成するが、事業が異なる場合は各地域のリーフレット等により対応する。 |
| 福祉 | 159 | 除雪支援 | 除雪支援 | 合併時に再編する。 | 1 対象者は、65歳未満の1人暮らし(所得税非課税)の重度身体障害者(身障1、2級)手帳所持者とする。 2 事業内容等は、積雪1mを超えた地区を対象とし、助成は1冬期間2回とし、1回につき11,920円とする。屋根の雪おろしなどの除雪を対象とする。 |

福祉保健部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-------------------------|----------------------|---|--|
| 福祉 | 173 | 保育指導 | 保育所給食指導 | 献立については、合併時に再編するが、地域の事情に配慮する。 給食管理システム等については、富山市の例により統合する。 | 1 献立については、本庁で作成する。 2 給食管理システムについては、給食管理システム合併版を導入する。 |
| 福祉 | 185 | 保育指導 | 保育所の保健衛生 | 巡回指導及び児童の健康診断については、富山市の例により統合する。 児童の共済掛金については、合併時に再編する。 職員の細菌検査については、6町村の例により統合する。 | 共済掛金は、日本スポーツ振興センターの制度を利用し、保護者負担金240円(69%)、設置者負担金145円(31%)とするが、公費制度(乳幼児・ひとり親家庭の医療費助成制度)より優先し、重複して受けない。 |
| 福祉 | 190 | 児童健全育成 | 児童遊具整備 | 合併時に再編する。 | 1 町内会が設置する児童遊具に対し補助金を交付する。 2 補助金制度の基準は、面積基準は設けず、補助基準は経費の75%以内とし、補助限度額は設置の場合は15万円、修繕の場合は10万円とする。 3 安全点検は町内会が実施し、その費用を補助対象(修繕扱い)とする。 |
| 福祉 | 195 | 児童育成団体支援 | 児童クラブ育成 | 合併時に再編する。 ただし、単位クラブ等の支援については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年後に支援制度の見直しを図る。 | 市町村連絡協議会組織の支援として、統合後の協議会に対し、事務支援(事務局)、運営費支援、事業費助成を実施する。 |
| 福祉 | 197 | 保育所入所 | 特別保育等(保育所) | 延長保育については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内を目途に再編する。ただし、利用時間については、合併後3年以内を目途に富山市・大山町の例により統合する。 一時保育については、合併時に富山市の例により統合することとするが、利用可能年齢については、保育所の施設、設備等の状況に応じて定める。 なお、利用料については、合併時に再編する。 | 一時保育における利用料については、1日4時間以上 2,000円(昼食あり)、1日4時間未満 1,200円(昼食あり)、1日4時間未満1,000円(昼食なし)とし、利用可能年齢については、基本的には生後6ヶ月からとする。 |
| 福祉 | 215 | 老人医療事務連絡協議会 | 老人医療事務連絡協議会 | 合併時に再編する。 | 県内各市町村と協議の上、再編する。 |
| 福祉 | 240 | いきいきパソコン教室開催事業 | いきいきパソコン教室開催事業 | 合併時に再編する。 | 町村のパソコン教室は、生涯学習施策として実施する。 |
| 福祉 | 252 | 高齢者福祉のしおり | 高齢者福祉のしおり | 合併時に再編する。 | しおりの内容は、富山市の例によりものとし、その配布方法は広報を活用する。事業が異なる場合は、各地域のリーフレット等により対応する。 |
| 福祉 | 257 | ねたきり高齢者 | ねたきり高齢者訪問理髪・美容サービス事業 | 合併時に再編する。 | 65歳以上の在宅のねたきり高齢者などを対象とし、実施回数は、年に4回、委託料は交通費程度とする。 |
| 福祉 | 282 | 住宅改造補助 | 住宅改造補助事業 | 合併時に再編する。 なお、所得制限及び補助限度額について、6町村については2年経過後に再編する。 | 1 対象者は、65歳以上の高齢者と同居する家族とし、所得制限を設ける。 2 補助率は、2/3とし、対象工事費の標準化を図る。 |
| 福祉 | 288 | 食事サービス(ひとりぐらし老人等給食サービス) | 給食サービス | 現行のとおり新市に引き継ぐが、食材料費等については再編する。 | 食材料費の補助は500円を限度とする。 |

福祉保健部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|--------------------|---------------------|--|--|
| 福祉 | 291 | 緊急通報システム | 緊急通報システム | 合併時に富山市・婦中町の例により統合するが、既存設置者は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 利用者負担額は、1割程度とする。 なお、利用料について、減免規定を新たに設ける。 | 減免者は生活保護受給者とする。 |
| 福祉 | 293 | 紙おむつ支給事業 | 紙おむつ支給事業 | 合併時に再編する。 | 1 対象者は、在宅で、要介護認定の要支援以上で、常時おむつが必要な者とし、所得制限を設ける。 2 おむつの支給月額、住民税非課税世帯の場合は月額5,000円、世帯の合計所得金額が800万円未満の場合は月額4,000円、世帯の合計所得金額が1000万円未満の場合は月額3,000円とする。 |
| 福祉 | 322 | 外出支援事業 | 外出支援事業 | 合併時に再編する。 なお、既存の登録者は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | 1 委託先は、社会福祉協議会などとする。 2 利用料は、60分以内で600円とする。 3 利用できる回数は、週に2往復までとする。 4 対象者は、在宅の65歳以上で、車椅子を利用しているもの及び山間地などで65歳以上の高齢者世帯で公共交通機関の利用が困難な者で、既登録者を含めるものとする。 |
| 福祉 | 334 | 居宅介護支援事業所連絡協議会 | 居宅介護支援事業所連絡協議会補助・育成 | 合併時に再編する。 | 富山市及び上婦負の両協議会において組織編制、補助金の一本化などを行なう。 |
| 福祉 | 355 | 要介護認定事務 | 要介護認定事務 | 認定調査の直営及び委託割合は、現行の割合を基本として再編する。 | 新市の直営割合が21%以上となるよう、直営調査体制の充実を図る。 |
| 福祉 | 361 | 介護保険推進委員会 | 介護保険推進委員会 | 合併時に再編する。 | 中核市に設置している「社会福祉審議会」に統合する。 |
| 福祉 | 365 | 介護保険給付事務 | 介護サービス費等の請求に関する審査等 | 合併時に再編する。 | 上婦負介護保険事務組合の介護給付費通知は、合併時に廃止し、新市における新たな介護給付費通知システムの構築を検討する。 |
| 福祉 | 395 | 障害児放課後元気づくわく活動支援事業 | 障害児放課後元気づくわく活動支援事業 | 合併時に富山市・大沢野町・婦中町の例により統合する。 ただし、経費の支出方法については、合併時までに調整する。 | 支出方法は補助金とする。 |
| 福祉 | 404 | 重度身体障害者等入浴サービス事業 | 重度身体障害者等入浴サービス事業 | 現行のとおり、新市に引き継ぐが、運用方法等については、合併時までに検討する。 | 運用方法等は現行のとおりとする。 |
| 健康医療 | 4 | 母子保健 | 母子訪問指導 | 現行のとおり、新市に引き継ぎ、事業内容については、合併時に再編する。 報償費・委託料は、富山市の例により統合する。 | 新生児訪問は、希望者全員に実施するものとし、未熟児は、市の保健師、その他の新生児は、助産師が訪問する。 乳幼児、妊産婦訪問は、訪問指導の必要な者に対し実施する。 |

福祉保健部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|---------|-----------|---|--|
| 健康医療 | 6 | 母子保健 | 母親(両親)学級 | <p>現行のとおり、新市に引き継ぐ。 負担金の徴収については、合併時まで徴収しないことも含め検討する。</p> | <p>1 名称は、母親教室、パパママセミナーとする。 2 実施場所は、母親教室は7保健福祉センター、パパママセミナーは保健所等とする。 3 開催回数は、母親教室は富山市3保健福祉センターは年6コース、他の保健福祉センターは年4コースとする。パパママセミナーは保健所では年12回、八尾保健福祉センターが年4回とする。 4 負担金は徴収しない。</p> |
| 健康医療 | 12 | 母子保健 | 保健推進員活動事業 | <p>現行のとおり、新市に引き継ぐが、保健推進員の任期は2年とする。 委託事業内容については、富山市の例により統合する。 なお、活動手当については、合併時に廃止する。</p> | <p>1 新市移行に伴い保健推進員、ヘルスポランティア、母子保健推進員の各団体を統合し、新名称は各団体間で協議し決定する。 2 委託内容は富山市の例による。</p> |
| 健康医療 | 13 | 母子保健 | 母乳相談 | 合併時に再編する。 | 乳房マッサージは廃止し、他のメニューについては富山市の例により統合する。 |
| 健康医療 | 24 | 健康教育・相談 | 骨密度測定事業 | <p>合併時に再編する。 集団検診が必要な箇所については、当分の間、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> | 対象者は、40歳・50歳の女性とする。 |

市民生活部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|--------|-------------------------------|--|--|
| 住民生活 | 11 | 住居表示 | 町界、町名 | <p>1 町・字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 町・字名は次のとおりとする。</p> <p>(1)富山市は現行のとおりとする。</p> <p>(2)大沢野町、大山町及び細入村は、旧町村名を冠さないものとする。</p> <p>ただし、同一の町・字名については、地域住民の意向を尊重し調整する。</p> <p>(3)八尾町、婦中町及び山田村については、現行の大字の前にそれぞれ八尾町、婦中町及び山田を付した大字とする。</p> | <p>1 平成17年4月1日以降の当分の間、住所変更に伴う個人向け証明書及び企業・団体向け証明書を発行する。</p> <p>2 証明窓口は、本庁、総合行政センター、地区センターとする。ただし、企業・団体向け証明書は、地区センターでは発行しない。</p> <p>3 証明手数料は、無料とする。</p> |
| 住民生活 | 22 | 地区センター | 地区センターの配置計画 | <p>1 配置については、富山市は現行のとおりとし、6町村については、別紙のとおりとする。</p> <p>2 業務内容については、地域の事情を勘案の上、合併時までに調整する。</p> | <p>業務内容としては、ファクシミリ等による諸証明の即時発行、福祉等各種申請の受付業務、行政情報の提供や行政相談等への対応、住民の地域活動への支援、公民館業務等とする。ただし、大山町の「小見地区センター」については、国保・税・水道等の収納業務を加える。また、八尾町の「仁歩、大長谷地区センター」では、ファクシミリを設置せず、取り次ぎ業務のみを行う。</p> |
| 住民生活 | 37 | 住民窓口 | 住民基本台帳事務(閲覧・住民実態調査等) | 合併時に再編する。 | 各種届出用紙、窓口対応、閲覧方法、不現住調査方法の事務については、富山市を基本に統一する。 |
| 住民生活 | 38 | 住民窓口 | 戸籍謄抄本・住民票の写し等各種証明書交付申請受付、発行事務 | 合併時に再編する。 | <p>1 各種請求書の様式、認証基準などについては、富山市を基本に統一する。</p> <p>2 とやま広域窓口サービスの取扱い方法については、総合行政センターは発行のみを行い、他市町村からの請求は本庁のみで取り扱う。</p> <p>偽造防止用紙については、婦中町を基本に作成する。</p> |
| 住民生活 | 40 | 住民窓口 | 印鑑登録 | 受付基準は、合併時までに定める。 カード制を導入する。 | 各種届出用紙、三文判、外国人等の登録基準の取扱いについては、富山市を基本に統一する。 |
| 住民生活 | 43 | 住民窓口 | 公用請求事務 | 合併時に再編する。 | <p>1 国・県等の機関からの請求については本庁で行い、庁内所属からの請求は本庁及び総合行政センターで処理する。</p> <p>2 公用(無料)扱い、各種様式などについては、富山市を基本に統一する。</p> |
| 住民生活 | 46 | 住民窓口 | 犯罪人名簿・身分証明事務 | 合併時に再編する。 | 犯罪人名簿(原本)の本庁集中管理については、富山市の保管方法に統一する。 |
| 国保年金 | 11 | 国民健康保険 | 国保会計の運営 | 合併時に再編する。 | 平成16年度決算事務は各市町村で行い、平成17年度以降は本庁で行う。 |
| 国保年金 | 12 | 国民健康保険 | 国民健康保険の補助金等申請 | 合併時に再編する。 | 補助金等申請事務は、本庁で行う。 |

市民生活部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|--------|------------------|-----------------------|--|
| 国保年金 | 13 | 国民健康保険 | 国民健康保険の統計システム | 合併時に再編する。 | 平成16年度データは旧市町村別、平成17年度以降は7市町村のデータを統合する。 |
| 国保年金 | 16 | 国民健康保険 | 高額医療費貸付制度 | 合併時に廃止し、委任払制度での運用を図る。 | 貸付制度は廃止し、委任払制度での運用を図る。 |
| 国保年金 | 20 | 国民健康保険 | 高額療養費 | 合併時に委任払制度として再編する。 | 委任払制度として、新市に引き継ぐ。 |
| 国保年金 | 29 | 国民健康保険 | 重複・多受診訪問事業 | 合併時に再編する。 | 国保専任の保健師又は看護師の体制充実に努める。 |
| 国保年金 | 49 | 国民健康保険 | 健康づくり事業 | 合併時に再編する。 | 「保健事業」に掲げる以外の事業については、他の所管課へ移管する。 |
| 国保年金 | 50 | 国民健康保険 | 保健事業 | 合併時に再編する。 | 人間ドック・脳ドック及び富山市の健康優良家庭保健事業を実施する。 |
| 国保年金 | 51 | 国民健康保険 | 国保啓発事業 | 合併時に再編する。 | 制度についての説明チラシや小冊子を世帯配布するとともに、新市の広報も活用し啓発活動を行う。 |
| 生活安全 | 2 | 交通安全 | 交通安全計画及び実施計画 | 合併時に再編する。 | 当面は既存計画の集合したものを新市の計画とし、平成17年度に第8次交通安全計画の策定に着手する。 |
| 生活安全 | 3 | 交通安全 | 交通安全運動及び交通安全推進計画 | 合併時に再編する。 | 新市の交通安全推進計画を平成17年2月を目途に策定する。 |
| 生活安全 | 6 | 交通安全 | 自転車等利用マナーの向上 | 合併時に再編する。 | 新市の交通安全推進計画に盛り込むものとする。 |

環境部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-------|--------------------|--|---|
| 環境 | 79 | 環境衛生 | 空き地環境保全事業 | 現行のとおり、新市に引き継ぐが、富山市の草刈機賃借料補助金制度は、廃止の方向で検討する。 | 富山市の草刈機賃借料補助金制度は、廃止する。 |
| 環境 | 89 | ごみ集積場 | ごみ集積場設置補助金及びネット補助金 | 合併時に再編する。 | <p>1 固定式ごみ集積場の補助率は2分の1、補助限度額は20万円とし、大沢野町の保健衛生協議会の補助金交付は廃止する。また、集積場を統合した場合の限度額は30万円とし、修繕は補助対象としない。現在補助しているごみボックスは、固定式ごみ集積場として扱う。</p> <p>2 防鳥ネットの補助率は2分の1、補助限度額は5千円とする。</p> <p>3 防鳥シートの補助率は2分の1、補助限度額は7千5百円とする。</p> |

商工労働部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|------|-----------------|--|---|
| 商工労働 | 23 | 商工金融 | 金融対策連絡会議 | 合併時に再編する。 | 金融機関、信用保証協会、富山商工会議所などを構成員とする新たな金融対策連絡会議の設置要綱を作成する。 |
| 商工労働 | 26 | 商工金融 | 中小企業信用保険法に基づく認定 | 合併時に再編する。 | 国の特定中小企業者認定要領に基づき、新市において実施する。なお、認定事務については本庁及び総合行政センターで行う。 |
| 商工労働 | 33 | 商工金融 | 商工中金預託金 | 現行のとおり、新市に引き継ぐ。 預託金額については、合併時に再編する。 | 預託金額については、商工中金からの要望額を参考に調整する。 |
| 観光物産 | 21 | 各種団体 | 各種観光団体 | 現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、負担金については、県及び関係団体と調整する。 | 一部の団体では、組織の再編や負担金について、団体内部での調整に時間を要することから、合併後、速やかに調整する。 |

農林水産部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|----------|----------------|--|---|
| 農林水産 | 5 | 農政企画事業 | 農用地利用集積事業(補助金) | 合併時に再編する。 | <p>合併時までには富山市の例を基本として補助金交付要綱を作成する。</p> <p>1 新規借り手の10a当りの補助金は、期間が3～5年の場合は5,000円、6～9年の場合は10,000円、10年以上の場合は15,000円とする。なお、再設定は新規の半額とする。</p> <p>2 借り手の面積要件としては、耕作面積3ha以上とする。ただし、中山間地域についてはその地域事情を考慮し、耕作放棄地対策として地区指定されたものについては0.5ha以上とする。</p> <p>3 借り手の年齢要件は設けない。</p> <p>4 県単独の利用集積加速化推進事業の活用も図る。</p> |
| 農林水産 | 12 | 農政企画事業 | 経営対策体制整備推進事業 | 合併時に再編する。 | <p>経営生産対策推進会議の設置要領は合併時までには作成する。</p> <p>なお、同会議は委員23名で構成する。</p> |
| 農林水産 | 15 | 農政企画事業 | 経営改善計画認定業務 | 合併時に再編する。 | <p>1 農業経営基盤の強化促進に関する基本構想の策定における各目標は次のとおりとする。</p> <p>(1)所得目標は、平坦地はおおむね550万円/人程度とし、中山間地はおおむね400万円/人程度とする。</p> <p>(2)労働時間目標は、平坦地はおおむね2,000時間/人・年程度とし、中山間地はおおむね1,800時間/人・年程度とする。</p> <p>2 経営改善計画認定審査会の設置要綱は合併時までには作成する。なお、同審査会は18名で構成し、経営生産対策推進会議(幹事会)委員と兼ねる。また、中山間地の区域設定については今後決定する。</p> |
| 農林水産 | 21 | 農業団体育成事業 | 農業者育成対策事業 | <p>合併時に富山市の例により統合する。</p> <p>なお、新規担い手確保推進協議会については、合併時に再編し、県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> | <p>合併時までには新規担い手確保推進協議会の設置要綱を作成する。なお、同協議会は委員21名で構成する。</p> |

農林水産部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 | | |
|---|---|--------------|--------------|--|---|---|---|
| 農林水産 | 25 | 農業制度資金 | 各種農業金融対策事業 | 合併時に富山市の例により統合する。 ただし、市町村単独補助事業については、合併時に再編する。 | 市町村単独補助事業における補助要件等についてはつぎのとおりとする。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (一般農家) 末端貸付利率3.0% 利子補給率0～1.25% 利子補給期間 県償還終了まで 市償還終了まで 対象(個人・営農組織) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (中核農家) 中核農家等育成資金 末端貸付利率0.5% 利子補給率0～2.5% 利子補給期間 県償還終了まで 市5ヶ年 対象(中核・認定農家等) </td> </tr> </table> | (一般農家) 末端貸付利率3.0% 利子補給率0～1.25% 利子補給期間 県償還終了まで 市償還終了まで 対象(個人・営農組織) | (中核農家) 中核農家等育成資金 末端貸付利率0.5% 利子補給率0～2.5% 利子補給期間 県償還終了まで 市5ヶ年 対象(中核・認定農家等) |
| (一般農家) 末端貸付利率3.0% 利子補給率0～1.25% 利子補給期間 県償還終了まで 市償還終了まで 対象(個人・営農組織) | (中核農家) 中核農家等育成資金 末端貸付利率0.5% 利子補給率0～2.5% 利子補給期間 県償還終了まで 市5ヶ年 対象(中核・認定農家等) | | | | | | |
| 農林水産 | 32 | 農業構造改善事業 | 水田営農経営体活性化事業 | 合併時に八尾町・婦中町の例により統合する。 ただし、市町村単独補助事業については、合併時に再編する。 | 市町村単独補助事業については、補助要件等については次のとおりとする。 (1) 県費補助がある場合は、市の補助率を1/6とする。 (2) 市単独事業の補助率は、1/3とする。ただし、山村振興地域(過疎地域含む)においては、地域の特殊事情を考慮して、県補助事業の対象とならないもので、集落の面積のおおむね1/2をしめる事業主体にあつては、補助率を1/2とする。 | | |
| 農林水産 | 96 | 小規模土地改良事業補助金 | 小規模土地改良事業補助金 | 合併時に再編する。 | 各事業における補助率については、それぞれ定める。 | | |
| 農林水産 | 97 | 農地振興事業 | 土地改良関係負担金 | 同一同種の負担金については、合併時に再編するが、市町村独自の負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。 | 同一の負担金については、関係者・団体と協議の上決定する。 | | |
| 農林水産 | 105 | 土地改良事業補助金 | 土地改良事業補助金 | 合併時に再編する。 | 各事業における補助率については、それぞれ定める。 | | |
| 農林水産 | 110 | 土地改良事業補助金 | 災害復旧事業 | 合併時に富山市の条例を基本に再編する。 | 1 国庫補助残の最高10%を地元負担とする。ただし、中山間地の施設災害は地元負担なしとする。 2 単独事業の受益者負担率については、30%を適用する。 | | |
| 農林水産 | 113 | 土地改良事業 | 県単独土地改良事業 | 合併時に再編する。 | 各事業における補助率については、それぞれ定める。 | | |
| 農林水産 | 114 | 土地改良事業 | 市単独土地改良事業 | 合併時に再編する。 | 各事業における補助率については、それぞれ定める。 | | |

農林水産部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|-------|--------|-----------|--------------|--|--|
| 農林水産 | 152 | 林業振興 | 林業関係負担金 | 同一同種の負担金については、合併時に再編する。 市町村独自の負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後にその在り方について検討する。 | 同一団体の負担金については、団体と協議の上決定する。 |
| 農林水産 | 162 | 森林整備事業 | 県単森林整備事業 | 合併時に再編する。 | 補助率については、次のとおりとする。 1 保育については、県1/3、市1/2、その他1/6とする。 2 間伐については、県1/3、市2/3とする。 3 修景林整備については、県1/2、市1/3、その他1/6とする。 4 間伐材搬出については、県1/3、市1/3、その他1/3とする。 5 基盤整備については、県1/2、市1/2とする。 |
| 農林水産 | 185 | 森林整備事業 | 森林環境保全整備事業 | 合併時に再編する。 | 補助金については、次のとおりとする。 1 新植については、査定事業費×2.5%以内とする。 2 保育については、査定事業費×5.0%以内(間伐を除く)とする。 3 間伐については、事業費一國・県補助金(査定事業費×45.0%)とする。 |
| 農林水産 | 226 | 畜産奨励対策事業 | 家畜防疫対策 | 合併時に再編する。 | すべての対象病種を適用し、補助率を1/2とする。 |
| 農業委員会 | 2 | 農業委員会運営事務 | 農業委員会の運営等 | 合併時に再編する。 なお、合併後、仮称「農業委員会協力員」制度の創設を検討する。 | 1 2つの農業委員会に、それぞれ事務局を設置することとし、平成18年4月1日以降は、農業委員会の統合に伴い事務局を統合する。 2 それぞれの農業委員会に農地部会、農政振興部会、指導部会の3部会を設置することとし、平成18年4月1日以降は、「富山市農業委員会」に農地部会を2つ、農政振興部会、指導部会及び新たに中山間地部会を設置することとする。 |
| 農業委員会 | 3 | 農業委員会運営事務 | 農作業標準料金・賃金改定 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により農作業標準料金・賃金協議会を設置し、改訂内容を検討する。 |

農林水産部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目 コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|-------|------------|-----------------|----------------------|-----------|--|
| 農業委員会 | 5 | 農業委員会運営 事務 | 農業委員会委員選挙関係事務 | 合併時に再編する。 | 家族従事者の選挙人登録の基準は法令に定める基準(年間 従事日数60日以上)とする。 |
| 農業委員会 | 11 | 農業委員会運営 事務 | 農地パトロール | 合併時に再編する。 | 農業委員によるパトロールを実施する。 |
| 農業委員会 | 17 | 農地流動化体制 整備事業 | 農地流動化体制整備事業 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により事業を実施する。 |
| 農業委員会 | 18 | 農地流動化体制 整備事業 | 農地流動化奨励金 | 合併時に再編する。 | 農用地利用集積事業として実施する。 |
| 農業委員会 | 19 | 農地流動化体制 整備事業 | 農政だより(機関誌)発行 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により全農家を対象に年間3回発行する。 |
| 農業委員会 | 20 | 農地流動化体制 整備事業 | 利用集積加速化促進事業補助金(県単補助) | 合併時に再編する。 | 農用地利用集積事業として実施する。 |
| 農業委員会 | 25 | 農業委員会関係 負担金 | 農業委員会関係各種負担金 | 合併時に再編する。 | 対象団体の積算を基に負担金を算定する。 |

都市整備部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|---------------|---------------|-----------|--|
| 都市計画 | 5 | 都市計画 | 地区計画の決定及び変更 | 合併時に再編する。 | 手続き条例を富山市の例により定める。 |
| 都市計画 | 8 | 都市計画 | 都市計画に係る証明 | 合併時に再編する。 | 都市計画図(コピー)の代金は、A3までは、10円/枚、A2は、50円/枚、A1・B1は100円/枚、ロール紙は、100円/mとする。 |
| 都市計画 | 28 | 区画整理 | 市町村施行土地区画整理事業 | 合併時に再編する。 | 新規事業を施行する時には、条例・規則等を制定する。 |
| 都市計画 | 82 | 開発行為等に関する指導要綱 | 開発行為等に関する指導要綱 | 合併時に再編する。 | 新たな指導要綱を3月までに作成する。 |

建設部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|--------|--------|----------------|--------------------------------|--|---|
| 道路河川公園 | 14 | 土木管理 | 都市計画基本図作成・販売 | 基本図については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新たに作成する。 販売金額については、合併時に統一する。 | 1 料金は図面1枚、400円とする。 2 新市の管内図は5万分の1とする。 3 合併後に作成する図面の縮尺は、5万分の1、2万5千分の1、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1の5種類とする。 |
| 道路河川公園 | 23 | 砂防 | 砂防事業 | 合併時に統合、再編する。 | 各協会の業務は本庁で行う。 |
| 道路河川公園 | 24 | 道路建設 | 単独道路新設改良に係る計画・要望 | 合併時に再編する。 | 地元要望は、年1回とする。 |
| 道路河川公園 | 25 | 道路建設 | 単独道路新設改良に係る用地の取得 | 合併時に富山市の例を基本に再編する。 | 用地取得単価については固定資産税評価額を基に算定する。 |
| 道路河川公園 | 28 | 土木管理 | 集落道・私道舗装補助事業 | 補助制度については、合併時に再編する。 | 1 補助率は4分の3とし、上限は150万円とする。 2 主な要件は次のとおりとする。 (1) 原則、幅員が2.0メートル以上のもの (2) 通勤、通学、買物等に利用されているもの (3) 家屋が立ち並び、かつ、境界が確定しているもの等 |
| 道路河川公園 | 58 | 河川等改修計画及び調査 | 河川等改修計画及び調査(都市基盤河川・準用河川・普通河川等) | 合併時に再編する。 | 富山市の例により新市の河川改修計画及び調査を実施する。 |
| 道路河川公園 | 59 | 河川等改修工事 | 河川等改修(都市基盤河川・準用河川・普通河川等) | 合併時に再編する。 | 富山市の例により新市の河川改修を実施する。 |
| 道路河川公園 | 87 | 宅地造成規制法許可 | 区画整理、開発行為による公園の帰属 | 合併時に再編する。 | 事務は本庁で行い、基本的には街区公園として帰属を受け、手順は富山市の例による。 |
| 道路河川公園 | 89 | 公園緑地の維持管理 | 公園愛護会への助成 | 合併時に再編する。 | 対象は、街区公園等とする。報償金の算定方法は富山市の方法とし、保険は婦中町の例による。 |
| 道路河川公園 | 95 | 関係機関及び団体との連絡調整 | 関係機関及び団体との連絡調整 | 合併時に再編する。 | 他都市や防災関係機関との協定の見直しを図り、新市での協定策定に備える。 |
| 道路河川公園 | 103 | 防災行政無線 | 防災行政無線 | 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後にシステムの見直しを図る。なお、合併時に暫定的に地域防災系による一元化を図る。 | 合併時まで、富山市が保有している防災行政無線を新システム構築までの間、暫定的に6町村に配備する。 |
| 道路河川公園 | 105 | 水防 | 浸水対策計画 | 現行のとおり新市に引き継ぐが、緊急時の対応については、合併時に再編する。 | 緊急時の対応については、当面は現行の体制とし、将来、浸水対策の見直しに合わせて新たな体制を検討する。 |
| 住宅営繕 | 5 | 市町村営住宅入居者審査委員会 | 市町村営住宅入居基準諮問委員会 | 合併時に再編する。 | 新たな委員は、学識経験を有する者で構成し、定数は7人以内、任期は2年とする。 |
| 住宅営繕 | 10 | 特定公共賃貸住宅の維持管理 | 特定公共賃貸住宅の維持管理 | 合併時に富山市の例を基本に再編する。 | 入退去申請受付は、本庁及び総合行政センターで行い、入居資格等は富山市の例によるものとし、家賃は現行のものを引き継ぐ。 |

建設部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-----------|-------------|---|--|
| 住宅営繕 | 15 | 市町村営住宅の家賃 | 市町村営住宅の家賃算定 | <p>家賃は国の基準に基づき定める。 その算定の基になる利便性係数については、富山市の例により再編する。 その結果、新市の家賃が従前の家賃を上回る場合は、平成17年度から平成21年度までの5か年度で段階的に調整するものとする。</p> | <p>家賃算定の要素である利便性係数については、富山市の利便性評価基準に新評価基準を追加し、算出するものとする。</p> |

教育部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|------------------|-----------------------|--|---|
| 学校教育 | 3 | 教育委員会事務局職員 | 事務局職員昇級、給与、福利厚生、被服等 | 合併時に再編する。 | 市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 学校教育 | 4 | 教育委員会事務局職員 | 用務員の昇級、給与、福利厚生、被服等 | 合併時に再編する。 | 市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 学校教育 | 5 | 教育委員会事務局職員 | 調理員の昇級、給与、福利厚生、被服等 | 合併時に再編する。 | 市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 学校教育 | 7 | 安全衛生委員会等 | 安全衛生委員会等 | 合併時に規定を定め、衛生委員会等を設置する。 | 市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 学校教育 | 14 | 教育委員会 | 教育委員会に係る情報公開及び個人情報の保護 | 合併時に再編する。 新市においては、国等の制度を参考とし、個人情報保護制度を設ける。 | 市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 学校教育 | 27 | 教職員の任免、人事異動、服務監督 | 非常勤教職員の採用 | 合併時に雇用条件を統一する。 合併後当分の間、特別な事情のある各町村において、独自採用を引き継ぐ。 | 給与・勤務条件は、県教委または新市の基準に準じ、週29時間までの勤務とし、学級担任とならない。 |
| 学校教育 | 32 | 叙位・叙勲 | 叙位・叙勲 | 合併時に再編する。 | 死亡叙勲・高齢者叙勲等の県への申請は、本庁で申請行う。 |
| 学校教育 | 34 | 通学区域 | 通学区域事務 | 通学区域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 就学指定校変更許可要件は、合併後、緩和の方向で統一する。 区域外就学許可要件(他市町村間)は、合併時まで統一する。 | 1 区域外就学許可要件については、富山市の例により統合する。 2 就学指定校の変更(7市町村間)は就学通知発送後とする。 |
| 学校教育 | 43 | 学校運営費の管理 | 小中学校・幼稚園運営費の管理 | 合併時に再編する。 | 管理費の積算方法は、学校割及び学級数割又は、児童数割とする。 |
| 学校教育 | 48 | 学校施設建設実施計画 | 学校施設整備、改修、補修 | 合併時に再編する。 | 市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 学校教育 | 51 | 就学援助 | 奨学金 | 合併時に富山市の例を基本に再編する。 なお、既契約者については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | 合併時に富山市の例により統合する。 |
| 学校教育 | 53 | 就学援助 | 要保護・準要保護就学援助 | 合併時に6町村の例により統合する。 なお、認定基準については、合併時までに富山市や他市の状況を見ながら基準(要綱)を検討する。 | 認定基準については、富山市の例により統合する。 |
| 学校教育 | 59 | 教員の研修 | 教員の研修制度 | 合併時に再編する。 | 1 研修の種類は、自主研修、富山市教育センターの研修、地域教育課題研修とする。 2 学校単位の研究に対する助成は行わない。 |
| 学校教育 | 63 | 教育研究指定 | 研究指定校 | 単独の研究指定校については、合併時に廃止する。 国・県の事業については、合併時に再編する。 学校の指定については、合併後に検討する。 | 国・県の研究事業については、学校からの要望や事業の継続、地域性などを考慮し決定する。 |
| 学校教育 | 64 | 学習成果発表会 | 各種学習発表会 | 合併時に再編する。 | 1 小学校における連合音楽会、巡回回画展は新市の区域を7～8ブロックに分けて行う。科学展は1会場で行う。 2 中学校については、新市の中学校文化連盟が行う。 |
| 学校教育 | 66 | 障害児教育 | 障害児適正就学指導 | 合併時に再編する。 | 就学指導委員会を富山市の例により構成し、設置する。 |
| 学校教育 | 67 | 障害児教育 | 障害児介助員 | 現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、謝金については、合併時に再編する。 | ボランティアの謝金については、1日1,000円とする。 |

教育部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|----------|-----------------|--|---|
| 学校教育 | 92 | 小中学校体育振興 | 中学校体育連盟補助 | 合併時に再編する。 | 特色ある競技(スキー、フェンシング、ボート)を含めた新市の補助要綱を作成する。 |
| 学校教育 | 95 | 小中学校体育振興 | 学校体育関係行事 | 合併時に再編する。 | 小学校体育推進連盟が行う行事は、6年生全員で行う連合運動会、水泳記録会、三種競技記録会、各種講習会とする。 |
| 学校教育 | 109 | 小中学校文化振興 | 小中学校文化振興各種事業 | 合併時に再編する | 1 小学校における連合音楽会、巡回図画展は新市の区域を7～8ブロックに分けて行う。科学展は1会場で行う。 2 中学校については、新市の中学校文化連盟が行う。 |
| 学校教育 | 110 | 小中学校体育振興 | 全国大会等出場助成 | 合併時に再編する。 | 特色ある競技(スキー、フェンシング、ボート)を含めた新市の補助要綱を作成する。 |
| 学校教育 | 112 | 学校保健 | 学校保健に係る各種検査 | 合併時に富山市の例により統合する。 なお、検査単価については、合併時に再編する。 | 検査単価については、本庁で契約し、単価を統一する。 |
| 学校教育 | 113 | 学校保健 | 教職員の健康診断 | 合併時に再編する。 | 検診項目については、法定の項目とする。 |
| 学校教育 | 114 | 学校保健 | 水質検査・空気環境の測定 | 検査単価については、合併時に再編する。 空気環境測定検査については、合併後、検査実施校の選定基準を定める。 | 検査単価については、本庁で契約し、単価を統一する。 |
| 学校教育 | 116 | 学校保健 | 歯の優良児童表彰 | 現行のとおり新市に引き継ぐが、合併時に推薦基準を再編する。 | 推薦基準については、県の表彰実施要領に基づき、現行の富山市の例による。 |
| 学校教育 | 117 | 学校保健 | 日本スポーツ振興センター掛金 | 合併時に統一する。 | 保護者負担金は掛金の1/2とし、免責特約分は徴収しない。 |
| 学校教育 | 120 | 学校保健 | 保健関係統計 | 合併時に調査項目を再編する。 なお、保健統計書については、富山市の例により作成する。 | 調査項目は富山市の例により統一する。 |
| 学校教育 | 121 | 学校保健 | 感染症予防対策 | 合併時に再編する。 | 検診器具については、山田村は現行のとおりとし、その他は検診器具の業者保管、滅菌業務を本庁で一括委託契約し、不足分を借上げる。 |
| 学校教育 | 122 | 学校保健 | 学校プール監視補助員 | 合併時に富山市の例により統合する。 ただし、アルバイト監視員については、合併時に再編する。 なお、プールの開放時間は、地域の実情を考慮する。 | アルバイト監視員への講習会については、現行のとおり実施する。 |
| 学校教育 | 127 | 学校医 | 就学時健康診断 | 合併時に診断様式を再編する。 | 健康診断様式は、富山市の例により統一する。 |
| 学校教育 | 135 | 給食の衛生管理 | 学校給食食器・食缶等の清掃保管 | 合併時に再編する。 | 各地域の実情を考慮し、必要な物品(給食用洗剤・手指消毒用アルコール・DPD錠剤等)を購入する。 |
| 学校教育 | 136 | 給食の衛生管理 | 学校給食従事者検便 | 合併時に再編する。 | 検査対象者を調理員、代替調理員、栄養士に統一する。 |
| 学校教育 | 137 | 給食の衛生管理 | 学校給食被服支給 | 合併時に再編する。 | 1 白衣(1枚)とマスクを支給する。 2 ウェットの施設ではシューズを支給する。 3 他の支給品目については学校給食の運営の実情を考慮し支給する。 |
| 学校教育 | 144 | 給食調理員 | 調理員手配 | 合併時に手続きを統一する。 | 市長部局と同一の取扱いとする。 |

教育部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-------------------|-------------------|--|---|
| 学校教育 | 145 | 給食調理員 | 調理員研修 | 合併時に再編する。 | 研修の種類は、衛生、調理実習、一般教養とし、年3回程度実施する。 |
| 学校教育 | 154 | 教育委員会事務局職員 | 学校等の用務員・調理員の配置 | 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。 なお、職名については、合併時に再編する。 | 市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 生涯学習 | 6 | 資料 | 資料の収集方法(図書館) | 収集方針については、合併時に再編する。 選書方法については、合併時に富山市の方式に統合する。 購入方法については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併時に再編する。 | 収集方針については、富山市の例により統合する。ただし、運用にあたってはそれぞれの地域性を配慮しながら実施する。 |
| 生涯学習 | 29 | 生活学校 | 生活学校 | | 委託金額を1団体40,000円に統一する。 |
| 生涯学習 | 52 | 生涯学習推進普及啓発 | IT講習会の開催 | 現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、受講料等については、合併時に再編する。 | 受講料は、20時間以下の講座は2,000円、20時間を超える講座は3,000円とする。 |
| 生涯学習 | 59 | 指定文化財(有形文化財)の保護管理 | 指定文化財(有形文化財)の保護管理 | 現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金交付要綱は合併時に作成する。 | 富山市の要綱に大山町の例を加えて新市の補助要綱を作成する。 |
| 生涯学習 | 60 | 指定文化財(無形文化財)の保護管理 | 指定文化財(無形文化財)の保護管理 | 現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金交付要綱は合併時に作成する。 | 富山市の要綱に大山町の例を加えて新市の補助要綱を作成する。 |
| 生涯学習 | 61 | 指定文化財(民俗文化財)の保護管理 | 指定文化財(民俗文化財)の保護管理 | 現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金交付要綱は合併時に作成する。 | 富山市の要綱に大山町の例を加えて新市の補助要綱を作成する。 |
| 生涯学習 | 62 | 指定文化財(記念物)の保護管理 | 天然記念物の保護管理 | 現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金交付要綱は合併時に作成する。 | 富山市の要綱に大山町の例を加えて新市の補助要綱を作成する。 |
| 生涯学習 | 64 | 埋蔵文化財 | 埋蔵文化財の保護管理 | 合併時に再編する。 | 調査体制は、富山市埋蔵文化財センターに一本化する。 |
| 生涯学習 | 65 | 埋蔵文化財 | 埋蔵文化財の資料整備 | 合併時に再編する。 | 調査体制は、富山市埋蔵文化財センターに一本化する。 |
| 生涯学習 | 66 | 埋蔵文化財 | 埋蔵文化財の保存処理 | 合併時に再編する。 | 調査体制は、富山市埋蔵文化財センターに一本化する。 |
| 生涯学習 | 67 | 埋蔵文化財 | 埋蔵文化財の発掘調査 | 合併時に再編する。 | 調査体制は、富山市埋蔵文化財センターに一本化する。 |
| 生涯学習 | 68 | 埋蔵文化財 | 遺跡確認調査 | 合併時に再編する。 | 遺跡地図は、新市全体を対象としたものに統合する。 調査体制は、富山市埋蔵文化財センターに一本化する。 |
| 生涯学習 | 81 | 公民館の運営等 | 公民館連絡協議会 | 合併時に再編する。 | 合併時に、富山市公民館連絡協議会に統合する。 |

上下水道部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|--------------------|--------------------------|--|---|
| 水道 | 6 | 上下水道事業の物品契約 | 上下水道事業の物品の購入・修理及びメーターの購入 | 合併時に再編する。 | <p>【建設工事等業者選定委員会】</p> <p>1 工事・建設コンサルタント業務 (1)3000万円以上の工事、500万円以上のコンサルタント業務については、上下水道局指名業者調整会議を経て、本庁指名委員会に諮る。 (2)3000万円未満の工事、500万円未満のコンサルタント業務については、上下水道局指名業者調整会議を経て、本庁指名小委員会に諮る。</p> <p>2 物品購入・業務委託 (1)500万円以上の物品購入・業務委託については上下水道局で指名協議を行う。</p> <p>【競争入札参加資格審査(建設工事・物品他)】</p> <p>1 入札参加資格審査(定期受付・随時受付)は本庁で一括して行う。ただし、水道管工事業者については、上下水道局で予備審査を行う。 2 水道管工事業者の名簿は上下水道局で作成する。</p> <p>【入札・契約制度(建設工事・物品他)】</p> <p>1 工事、コンサルタント、物品購入、業務委託の指名通知・入札・契約等は原則として上下水道局で行なう。 2 130万円以下の工事、80万円以下の物品購入、50万円以下のコンサルタント・業務委託を随意契約の対象金額とする。</p> <p>【物品購入及び業務委託の検査】</p> <p>1 物品購入は上下水道局契約担当課が検査を行う。 2 業務委託は同局各課が検査を行う。</p> <p>【単価契約(物品・業務委託)】</p> <p>1 単価契約物品は原則として上下水道局契約担当課で入札(見積合せ)・単価契約を行なう。ただし、事務用品等一部消耗品については市長部局の単価契約を準用する。 2 単価契約業務委託は原則として上下水道局契約担当課で入札(見積合せ)・単価契約を行う。</p> |
| 水道 | 12 | 水道及び下水料金の徴収 | 給水停止 | 合併時に再編する。 | 給水停止処分を行うまでの期間要件、事務手順及び通知書類の様式等実施方法については、富山市の例により統一する。 |
| 水道 | 13 | 給水量及び排水量の検針 | 給水量及び排水量の検針・検針委託・排水量の計測 | 合併時に再編する。 検針員の人員、拠点等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。 | 検針区については、富山市は現行のとおりとし、婦中町は奇数月・上期とし、他の5町村は偶数月・上期とする。 |
| 水道 | 14 | 水道メーターの取付け・取替え・取外し | 水道メーターの取替え・取付け・取外し | 合併時に再編する。 | 検定満期メーター取替えは、本局にて一括して、富山市管工事協同組合等へ委託する。 |

上下水道部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|-------------|----------------------|--|--|
| 水道 | 17 | 配水施設の維持管理 | 配水施設の維持管理 | <p>修繕対応、配管図については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。ただし、緊急連絡体制については、合併時に再編する。</p> <p>仕様書、施設管理区分については、合併時に富山市の例により統合する。</p> <p>積算基準、漏水修繕データの様式等については、合併時に再編する。</p> <p>事故対策要綱については、合併後、富山市の例により統合する。</p> | <p>1 緊急連絡体制については、本局と各上水道サービスセンター間を結ぶものとする。</p> <p>2 漏水修繕データの様式は富山市の例によりパソコンにて作成し、月報、年報の資料とする。</p> |
| 水道 | 31 | 公印管理 | 公印管理 | 合併時に再編する。 | 公印については、各上水道サービスセンターに必要個数を置く。 |
| 水道 | 32 | 文書管理 | 文書管理 | 合併時に再編する。 | 市長部局と同じ扱いとするが、婦中町の文書收受システムの取扱いは現行どおりとする。 |
| 水道 | 34 | 給与 | 給料・諸手当・被服 | <p>給料表については、他の中核市の例を参考に、給料表の統合に向けて協議し、合併時までに定める。</p> <p>諸手当については、県基準を参考に統合する。</p> <p>貸与被服制度については、関係市町村の実情を踏まえて、合併時までに定める。</p> | 基本的に市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 水道 | 42 | 情報公開制度 | 情報公開制度 | <p>合併時に再編する。</p> <p>なお、水道モニター制度については、合併時に富山市の例により統合する。</p> | 情報公開については市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 水道 | 47 | 人事 | 職員の範囲・職の設置、就業規程・組合関係 | <p>職員の任免については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>職名については、合併時に再編する。</p> | 基本的に市長部局と同一の取扱いとする。 |
| 水道 | 49 | 水道週間記念事業 | 水道週間記念事業 | 合併時に再編する。 | 新市全体の事業として実施する。 |
| 水道 | 81 | 取水浄水施設の維持管理 | 取水浄水施設の維持管理 | <p>合併時に再編する。</p> <p>なお、濁度計などの監視システムについては、合併後に再編する。</p> | <p>1 施設の運転・保守管理 合併までに有人管理と無人管理の施設を整理するとともに、直営と委託の区分を明確にし、管理体制の一元化に向け整理する。</p> <p>2 緊急時の対応については、合併時までに緊急時の対応マニュアルを作成する。</p> <p>3 機器設備保守については、専門業者委託を原則として、保守体制を合併までに整理する。</p> |
| 水道 | 83 | 水道の水質検査 | 水道の水質検査 | 合併時に水質検査体制を再編する。 | 「富山市水質検査計画」を合併時までに策定する。また、この計画に基づき水道の水質検査については全て流杉浄水場で管理する。 |

上下水道部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|------------------|----------------------|--|---|
| 水道 | 92 | 開発行為に伴う水道管整備 | 開発行為に伴う水道管整備 | 合併時に、設計・施工等の主体を再編する。 | 富山市の「開発行為等に伴う水道施設整備に関する要綱」に基づき、設計から施工まで開発行為者が行う。 |
| 下水道 | 6 | 下水道受益者負担金 | 下水道受益者負担金の賦課・徴収・滞納整理 | 合併時に再編する。 なお、大山町の賦課時期については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | 1 賦課時期等 毎年度、6月上旬に負担金の額及び納付期日等を受益者に通知する。ただし年度途中で供用開始された地域については随時賦課する。ただし、大山町については排水工事完了届日に賦課することから合併後も現行制度による。 2 徴収方法 (1)納付方法については、一括して徴収するものとする。ただし、5年(20回)に分割して納付することもできる。 (2)納入期限は、第1期は6月25日、第2期は9月25日、第3期は12月25日、第4期は3月25日とする。 3 滞納整理事務については、督促状・催告状等帳票を統一する。 |
| 下水道 | 7 | 下水道管渠の維持管理 | 下水道管渠の維持管理 | 体制については、現行のとおり新市に引き継ぐが、合併時に緊急連絡体制を確立する。 マンホールタイプは、現行のとおり新市に引き継ぐが、鍵部について、3タイプ以内で統一が可能なかを合併時まで検討する。 調査・補修について、合併後、実施計画を策定する。 情報の伝達体制について、合併時まで確立する。 | 1 緊急連絡体制については、本局と各上下水道サービスセンター間を結ぶものとする。 2 情報の伝達体制はインターネット、電話、ファックス等を活用する。 |
| 下水道 | 8 | 排水設備等の計画確認及び工事検査 | 排水設備等の計画確認及び工事検査 | 合併時に再編する。 | 1 計画確認申請書等の様式については、富山市の様式を基本とし統一する。 2 工事検査の検査済証は、富山市の様式で交付することで統一する。また、証票は交付しないことで統一する。 |
| 下水道 | 9 | 排水設備指定工事店の指定等 | 排水設備指定工事店の指定及び技術指導等 | 合併時に指定工事店(人)の有効期間・名称等を再編する。 技術指導等については、合併時に再編する。 | 1 指定の有効期間を5年以内で統一する。 2 毎年の有効期限を毎年9月30日とする。 3 新規工事店の指定時期を毎月1回を原則として指定する。 4 名称を「下水道排水設備指定工事店」とする。 5 技術指導は、新規指定工事店の指定時に講習を行い、全工事店には、年1回の講習会を開催する。 |
| 下水道 | 13 | ポンプ場の運転及び維持管理 | ポンプ場の運転及び維持管理 | 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に管理体制、停電時における応急復旧対応方針を再編する。 維持管理マニュアルについては、合併後、速やかに策定する。 | 管理体制は現行体制とし、停電時における応急復旧対応方針は、各サービスセンターで必要な移動式自家発電機台数を把握し対応する。 |
| 下水道 | 18 | 下水の水質検査及び水質管理 | 除害施設の届出及び検査 | 現行のとおり新市に引き継ぐが、様式等については、合併時に再編する。 | 除害施設の届出書等の様式については、富山市の様式を基本とし統一する。 |

上下水道部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|---------------|--------------------|---|---|
| 下水道 | 29 | 下水の水質検査及び水質管理 | 下水処理場の流入水・放流水の水質検査 | 試験項目等については、合併時に再編する。 実施体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | 試験項目・実施頻度については、下水道課(浜黒崎浄化センター)にて統一の調整を行う。 |
| 下水道 | 30 | 下水の水質検査及び水質管理 | 下水処理場運転管理水の水質検査 | 汚泥試験項目等については、合併時に再編する。 汚泥試験体制及び日常試験については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 | 試験項目・実施頻度については、下水道課(浜黒崎浄化センター)にて統一の調整を行う。 |
| 下水道 | 37 | 受益者負担金 | 受益者負担金の取扱 | 現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後も、現制度をそれぞれの地区に適用するものとする。 公共下水道区域内における減免基準については、合併時に再編するが、現在、婦中町で1/2保留されている者については、免除する。 公共下水道区域外の負担割合等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 開発行為における負担単位については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 また、その負担金額については、現行制度をそれぞれの地区に適用し、合併後、減免措置を統一する。 | 減免基準は富山市の基準を基本とし、一人住まい老人等首長が認めた者は廃止する。なお、現在、婦中町で1/2保留されている者については免除する。 |

消防部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|------|-----------|---|---|
| 消防 | 4 | 人事 | 衛生管理 | 合併時に再編する。 | 新市の職員安全衛生管理規程に基づき、消防局に設置する。消防衛生委員会の構成は富山市の例による。 |
| 消防 | 16 | 総務 | 消防関係負担金 | 合併時に再編する。 | 国及び県消防に関する負担金については、新市として応分の負担になるよう調整を行う。 |
| 消防 | 17 | 総務 | 消防関係補助金 | 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、そのあり方を検討する。 消防分団運営交付金については、合併時に再編する。 | 消防分団運営交付金は、1コ分団年額40,000円とする。 |
| 消防 | 18 | 総務 | 財産管理 | 合併時に再編する。 | 財産管理規則に基づき、管理方法を定める。 |
| 消防 | 19 | 総務 | 庁舎管理 | 現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後に再編する。 寝具使用形態については、合併時に再編する。 | 寝具についてはリース方式とする。 |
| 消防 | 20 | 総務 | 消防職員貸与品 | 規則等については、合併時に再編する。 なお、貸与品は、合併後に順次統一する。 | 貸与品の製式等は富山市の例とする。 |
| 消防 | 21 | 総務 | 消防職員委員会 | 合併時に再編する。 | 消防職員委員会の委員数は14名とする。 |
| 消防 | 28 | 警防 | 出動計画 | 合併時に再編する。 | 地域特性を考慮し、災害種別に応じて出動計画を3月までに定める。 |
| 消防 | 29 | 警防 | 消防計画 | 合併後に再編する。 なお、合併時までには暫定的な消防計画を作成する。 | 富山市の例を基に地域特性を考慮し、暫定的な消防計画を3月までに定める。 |
| 消防 | 30 | 警防 | 安全管理 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により新市消防安全管理規程及び訓練時安全管理要綱を定める。 |
| 消防 | 31 | 警防 | 警防業務(訓練等) | 合併時に再編する。 | 富山市の例を基に地域特性を考慮して定める。 |
| 消防 | 32 | 警防 | 地震災害応急対策 | 合併後に再編する。 なお、合併時までには暫定的な対策を定める。 | 富山市の例を基に地域特性を考慮し、暫定的な対策を3月までに定める。 |
| 消防 | 33 | 警防 | 消防災害防ぎょ活動 | 合併後に再編する。 なお、合併時までには暫定的な活動計画を定める。 | 富山市の例を基に地域特性を考慮し、暫定的な活動計画を3月までに定める。 |
| 消防 | 34 | 警防 | 車両整備計画 | 合併時に再編する。 | 中核市の車両整備計画を参考に定める。 |
| 消防 | 35 | 警防 | 自主防災育成 | 合併時に再編する。 | 自主防災会に対する指導内容及び方法を統一する。 |
| 消防 | 39 | 警防 | 緊急消防援助隊 | 合併時に再編する。 | 県と調整を図りながら、3月までに登録部隊数及び応援出動要領を定める。 |

消防部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|------|-----------------|---|---|
| 消防 | 40 | 警防 | 救急業務 | 出動計画については、合併時に再編する。 大規模救急事故救急救助活動指針、電話等による口頭指導要綱については、富山市の例により統合する。 | 出動計画については、直近選別方式とする。 |
| 消防 | 41 | 警防 | 応急手当普及啓発 | 合併時に再編する。 | 新市において、救命講習における応急手当普及員バンクを推進する。 |
| 消防 | 43 | 警防 | 高速自動車国道 | 合併時に再編する。 | 新市として、射水消防組合及び立山町と締結する。 |
| 消防 | 44 | 警防 | 救急資器材保守管理 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により新市救急業務規程を定める。 |
| 消防 | 45 | 警防 | 救助業務 | 合併時に再編する。 | 新市の組織に合わせて救助隊の配置、出動計画を3月までに定める。 |
| 消防 | 46 | 警防 | 救助資器材保守管理 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により新市消防救助隊運営規程及び運用要綱を定める。 |
| 消防 | 48 | 警防 | 消防水利整備(開発行為)・修繕 | 合併時に再編する。 | 上下水道事業管理者と補償協定を締結する。費用負担については、富山市の例とする。 |
| 消防 | 49 | 予防 | 消防水利設置工事 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により設計工事等は新市建設部(防火水槽)及び上下水道局(消火栓)が行う。 |
| 消防 | 64 | 予防 | 立入検査・違反処理 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により新市査察規程及び違反処理規程を定める。 |
| 消防 | 66 | 予防 | り災証明手続 | 合併時に再編する。 なお、手数料については、富山市、婦中町の例により統合する。 | 富山市の例により新市火災調査規程を定める。 |
| 消防 | 67 | 統計 | 統計事務 | 合併時に再編する。 | 統計の項目については、合併を機に新たに定める。 |
| 消防 | 72 | 指令管制 | 119番受信 | 119番通報を集中受信できるように、合併時までに再編するものとする。 | 合併期日において、消防通信指令システムを確実に運用できるよう整備する。 |
| 消防 | 73 | 指令管制 | 各種災害出動指令システム | 富山市の例を基本とするシステム(直近選別方式)として、合併時までに再編するものとする。 | 合併期日において、消防通信指令システムを確実に運用できるよう整備する。 |
| 消防 | 75 | 指令管制 | 消防・救急無線システム | 消防・救急無線については、合併時までに使用周波数の統一と救急無線機を整備するものとする。 消防団無線については、合併時までに2村の消防団車に、消防無線機(受信のみ)を整備するものとする。 無線交信については、方式を合併時に再編するものとする。 | 無線交信については、既存の基地局を活用し、本部基地局と専用線でつなぎ、当該基地局から電波を発し、無線交信できる方式とする。 |
| 消防 | 80 | 通信施設 | 消防・救急無線の維持管理 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により新市消防通信規程、要綱及び要領を定める。 |
| 消防 | 85 | 消防団 | 消防団員報酬・費用弁償 | 合併時に再編する。 | 1 職務手当は、新市特別職報酬等検討委員会で協議済である。 2 出場手当は、1人1回あたり1,900円とする。 3 技術手当は、1コ分団年額30,000円とする。 |
| 消防 | 86 | 消防団 | 消防団員報償費 | 合併時に再編する。 | 春・秋季火災予防運動、歳末警戒及び出初式に係る報償金については廃止する。 |
| 消防 | 89 | 消防団 | 消防団活性化検討委員会 | 合併時に再編する。 | 委員会の委員数は19人とする。 |

消防部会 合併時に再編する事務事業一覧

| 分科会名 | 小項目コード | 小項目名 | 事務事業名 | 調整方針 | 再編内容 |
|------|--------|--------|--------------|--------------------------------------|---|
| 消防 | 91 | 消防団 | 消防団等表彰 | 合併時に再編する。 | 表彰審査委員会の構成については、富山市の例により定める。 |
| 消防 | 92 | 消防団 | 消防団貸与品 | 合併時に再編する。 なお、貸与品については、合併後、順次統合する。 | 貸与品の製式等は富山市の例とする。 |
| 消防 | 94 | 消防団 | 消防団庁舎管理 | 合併時に再編する。 | 分団置場の光熱水費等は公費負担とする。ただし、放送受信料は基本料のみとする。 |
| 消防 | 95 | 消防団 | 消防団車両整備・保守管理 | 合併時に再編する。 | 中核市の例を参考に定める。 |
| 消防 | 98 | 消防団 | 消防団各種会議 | 合併時に再編する。 | 消防団各種会議の開催数については、方面団長会議は年2回、団幹部会議は年1回、各方面団会議は随時開催とする。 |
| 消防 | 103 | 総合計画 | 消防車両の増強整備計画 | 合併時に再編する。 | 新市の消防力の基準に基づき整備計画を定める。 |
| 消防 | 105 | 総合計画 | 救急救命士の養成 | 合併時に再編する。 | 新市の組織に合わせて救急救命士の養成人数を定める。 |
| 消防 | 108 | 消防力の基準 | 消防力の算出 | 合併時に再編する。 | 新消防力の基準に基づき新市の消防力を算出する。 |
| 消防 | 111 | 総務 | 立入検査証 | 合併時に再編する。 | 富山市の例により新市消防立入検査証規則を定める。 |